

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年7月2日
【会社名】	日本碍子株式会社
【英訳名】	NGK INSULATORS,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 加藤 太郎
【本店の所在の場所】	名古屋市瑞穂区須田町2番56号
【電話番号】	052（872）7125番
【事務連絡者氏名】	総務部長 山田 忠明
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号 丸の内ビルディング25階 日本碍子株式会社 東京本部
【電話番号】	03（6213）8855番
【事務連絡者氏名】	東京総務グループ 部長 鈴木 栄一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号）

1【提出理由】

平成24年6月28日開催の当社第146期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成24年6月28日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金10円 総額3,265,171,680円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成24年6月29日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

別途積立金24,896,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 24,896,000,000円

第2号議案 利益準備金の額の減少の件

1. 減少する利益準備金の額

利益準備金7,744,662,174円のうち、7,744,662,174円（全額）

2. 利益準備金の額の減少がその効力を生ずる日

平成24年8月20日

第3号議案 取締役13名選任の件

取締役として、松下雋、加藤太郎、浜本英嗣、藤戸宏、水野丈行、伊夫伎光雄、浜中俊行、武内幸久、坂部進、岩崎良平、吉村亜東司、蒲野宏之及び中村利雄を選任する。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として、寺東一郎を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	244,656	731	111	(注) 1	可決 (99.65%)
第2号議案	245,078	307	111	(注) 1	可決 (99.82%)
第3号議案				(注) 2	
松下 雋	234,158	11,229	111		可決 (95.38%)
加藤 太郎	237,536	7,851	111		可決 (96.75%)
浜本 英嗣	237,108	8,279	111		可決 (96.58%)
藤戸 宏	237,663	7,724	111		可決 (96.80%)
水野 丈行	238,288	7,099	111		可決 (97.06%)
伊夫伎 光雄	238,780	6,607	111		可決 (97.26%)
浜中 俊行	238,780	6,607	111		可決 (97.26%)
武内 幸久	241,646	3,741	111		可決 (98.43%)
坂部 進	238,782	6,605	111		可決 (97.26%)
岩崎 良平	238,786	6,601	111		可決 (97.26%)
吉村 亜東司	243,696	1,691	111		可決 (99.26%)
蒲野 宏之	213,336	32,050	111		可決 (86.89%)
中村 利雄	241,746	3,641	111		可決 (98.47%)
第4号議案				(注) 2	
寺東 一郎	189,565	55,823	111		可決 (77.21%)

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数に、株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

当該株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の株主の一部から各議案の賛否に関して確認できた議決権数を合計したことにより、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したことが確認できたため、それ以上詳細な集計はしておらず、賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数に、当該株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。